

令和2年4月20日

海田町要介護認定訪問調査委託登録事業者 様

海田町福祉保健部長寿保険課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

本町の介護保険事業の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、広島県にも緊急事態宣言が発令されました。これらの状況より町として感染拡大防止を目的に、令和2年2月18日付で厚生労働省老健局老人保健課より事務連絡のあった「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」に関して、次のとおり取り扱います。

対象事例がある場合は担当者との協議をお願いします。

1 主旨

要介護認定及び要支援認定（以下、「要介護認定等」とする）の有効期間について次に該当する者は従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲で合算することとします。

なお、感染状況より取扱いを保留する場合があります。

2 対象者

要介護認定等有効期間満了まで60日を迎えた者のうち、次のいずれかに該当する者

- ・施設、病院等に入所している者で面会制限があり、かつ当該施設の関係者により調査委託ができない場合

- ・対面での面会を強く拒否する等、訪問調査の実施が困難と判断される場合

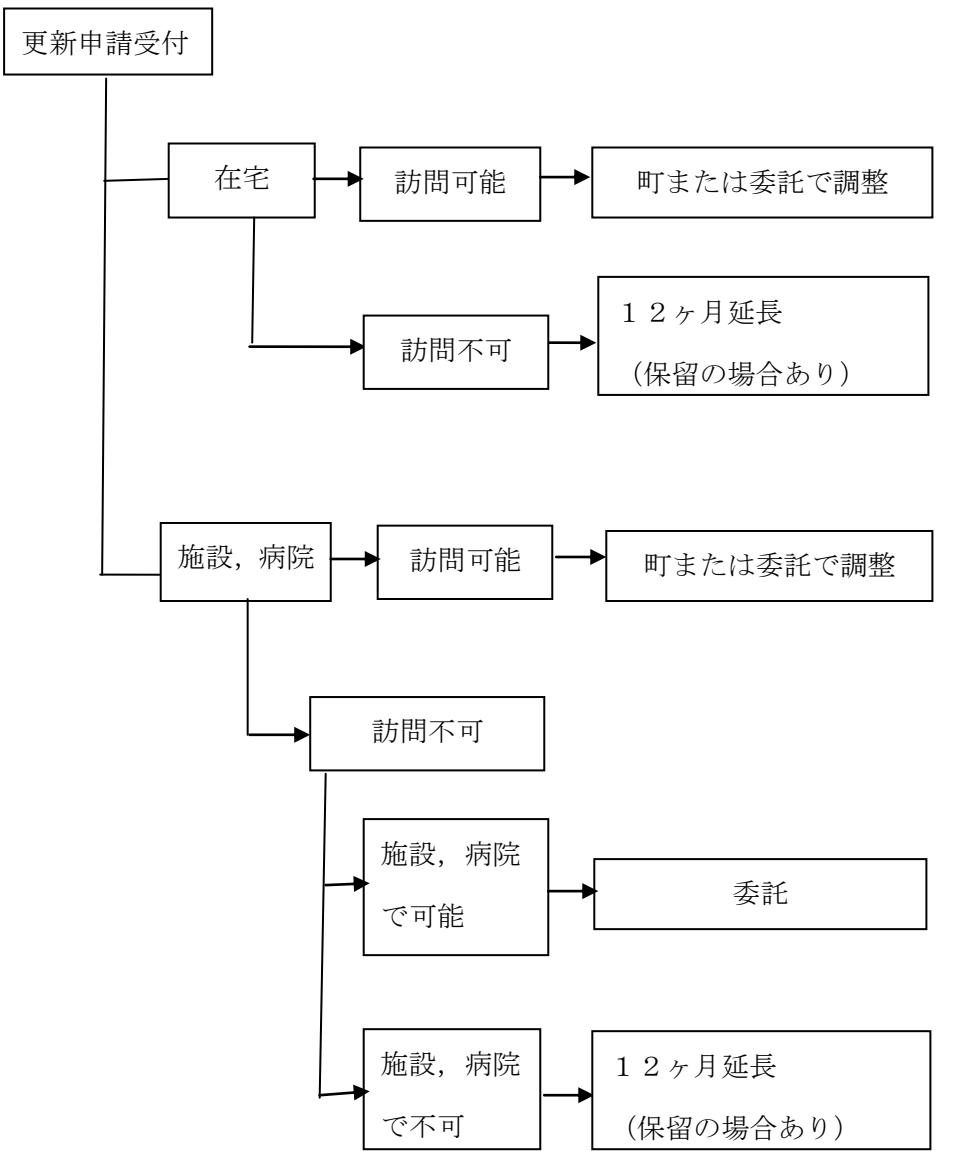
※ 別紙フロー図を参照すること。

海田町長寿保険課介護保険係

（担当：佐々木・中田）

電話 082-823-9609

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いフロー図

区分	対応方法
新規	町が調査実施
区分変更	<p>在宅 ⇒ 町が実施</p> <p>施設・病院 ⇒ 基本的には町が実施。</p> <p>ただ面会制限ある等の措置がある場合、要相談。</p>
更新	 <pre>graph TD; A[更新申請受付] --> B[在宅]; A --> C[施設, 病院]; B --> D[訪問可能]; B --> E[訪問不可]; D --> F[町または委託で調整]; E --> G[1 2ヶ月延長
(保留の場合あり)]; C --> H[訪問可能]; C --> I[訪問不可]; H --> J[町または委託で調整]; I --> K[施設, 病院
で可能]; I --> L[施設, 病院
で不可]; K --> M[委託]; L --> N[1 2ヶ月延長
(保留の場合あり)];</pre>